

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与について、俸給月額及びボーナス並びに各種手当等の改定を行う。

改定の内容

1. 月例給の改定 【令和6年4月から改定】

- ①一般の職員については、民間給与との較差11,183円（2.76%）を解消するため、初任給を始め若年層に特に重点を置いて俸給表を引上げ改定

【総合職（大卒）】200,700円 → 230,000円（+29,300円・14.6%）

【一般職（大卒）】196,200円 → 220,000円（+23,800円・12.1%）

【一般職（高卒）】166,600円 → 188,000円（+21,400円・12.8%）

- ②指定職職員（本省の部長、審議官級以上）については、行政職俸給表（一）10級の平均改定率（1.1%）と同程度の引上げ改定

2. 特別給（ボーナス）の改定 【令和6年12月期から改定】

- ①一般の職員 年間4.50月分 → 4.60月分（0.10月分引上げ）

- ②指定職職員 年間3.40月分 → 3.45月分（0.05月分引上げ）

3. 寒冷地手当の改定 【①は令和6年4月から、②は令和7年4月から改定】

- ①支給額の見直し

- ②支給地域の見直し

4. その他の改定 【令和7年4月から改定】

- ①俸給 職務や職責をより重視した俸給体系を導入

- ②地域手当 級地区分の段階数及び支給割合の見直し

- ③通勤手当 通勤手当の支給限度額の見直し

- ④扶養手当 配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額

- ⑤その他 再任用職員に支給する手当の拡大

等

※ 寒冷地手当、地域手当及び扶養手当の見直しは段階的に実施

施行期日

法律の公布の日（一部の規定は令和7年4月1日）